

第 3 1 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）」を「副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第 3 条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教育職員の職の見直しに伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。